

瀬戸市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月24日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第2号

瀬戸市行政組織規則の一部を改正する規則

瀬戸市行政組織規則（平成17年瀬戸市規則第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(こども未来課) 第25条 <u>こども未来課は、子ども・若者の健やかな成長及び子育てを支援するため、次の係を置く。</u> (1)及び(2) <省略> 2 <u>こども未来係においては、おおむね次の事務を分掌する。</u> (1) <u>子ども・若者・子育て支援に係る企画及び調整に関すること。</u> (2) <u>瀬戸市子ども総合計画に関すること。</u> (3) <省略> (4) <省略> (5) <u>放課後児童クラブ及び放課後学級に関すること。</u> (6) <省略> (7) <省略> (8) <省略> (9) <省略> (10) <省略>	(こども未来課) 第25条 <u>こども未来課は、子どもの健やかな成長及び子育てを支援するため、次の係を置く。</u> (1)及び(2) <省略> 2 <u>こども未来係においては、おおむね次の事務を分掌する。</u> (1) <u>子ども・子育て支援に係る企画及び調整に関すること。</u> (2) <省略> (3) <省略> (4) <u>せとっ子モアスクール、放課後児童クラブに関すること。</u> (5) <省略> (6) <省略> (7) <省略> (8) <省略> (9) <省略>

<p>3 <省略> (国保年金課)</p> <p>第27条 <省略></p> <p>2 給付係においては、おおむね次の事務を分掌する。 (1)から(5)まで <省略></p> <p><u>(6) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関すること。</u></p> <p><u>(7) <省略></u></p> <p><u>(8) <省略></u></p> <p><u>(9) <省略></u></p> <p>3及び4 <省略></p> <p>5 医療福祉係においては、おおむね次の事務を分掌する。 (1)及び(2) <省略></p> <p>(3) 後期高齢者医療制度の資格及び給付に係る事務並びに高齢者の医療の確保に関する法律第125条第1項に規定する高齢者保健事業に関すること。</p> <p>(4) <省略></p>	<p>3 <省略> (国保年金課)</p> <p>第27条 <省略></p> <p>2 給付係においては、おおむね次の事務を分掌する。 (1)から(5)まで <省略></p> <p><u>(6) <省略></u></p> <p><u>(7) <省略></u></p> <p><u>(8) <省略></u></p> <p>3及び4 <省略></p> <p>5 医療福祉係においては、おおむね次の事務を分掌する。 (1)及び(2) <省略></p> <p>(3) 後期高齢者医療制度の資格及び給付に係る事務に関すること。</p> <p>(4) <省略></p>
--	--

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。